

平塚市からのお知らせ

木造住宅耐震化促進事業補助金制度を拡充しました！

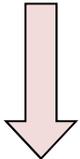
耐震改修工事の補助上限額が **120万円** になりました！
(非課税世帯は **160万円**)

平塚市では、近い将来に発生する可能性がある大規模地震に対して、より一層の耐震化を促進するため、耐震改修工事の補助上限額を令和6年度と令和7年度に限り、「30万円（非課税世帯は40万円）上乘せ」します。

(予算がなくなり次第の終了となります。)

ステップ1

耐震診断

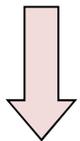


昭和56年5月31日以前に建築した木造住宅の耐震診断をします。

建物延べ床面積	耐震診断費用	耐震診断費補助
150㎡以下	92,000円	全額補助（申請者負担なし）
150㎡超え	101,000円	

ステップ2

耐震改修設計



耐震性がなかった場合は耐震改修計画を立て、工事費用を算定します。

対象世帯	耐震改修設計費補助
全世帯共通	耐震改修設計費の1/2 (上限7万円)

ステップ3

耐震改修工事

できるだけ早く工事をして、万一の地震に備えましょう。

対象世帯	耐震改修工事費補助 (令和6年度、令和7年度対象)	現場監理費補助	合計
一般世帯	耐震改修工事費の4/5 (上限90万円) 30万円上乘せ (上限120万円)	現場監理費の4/5 (上限4万円)	最大 124万円
世帯全員の市県民税が、前2年度分非課税の世帯	一般世帯と同様の上限額 (上限120万円)に 30万円 を加算した額 さらに10万円上乘せ 40万円を加算した額 (加算後上限160万円)	現場監理費の4/5 (上限6万円)	最大 166万円

費用は税込み価格を対象としています。申請者が貸家の所有者の場合は、記載の金額と異なります。

裏面もご確認ください。

耐震診断、耐震改修設計及び工事をしましょう！

平成7年の阪神・淡路大震災では、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅に大きな被害が集中しました。その後も、平成28年熊本地震や令和6年能登半島地震といった大きな地震が続いています。



【補助対象建築物】

平塚市内にある、「一戸建ての住宅」または「兼用住宅（延べ面積の2分の1以上が住宅部分）」で、次の（1）～（3）までの全ての要件を満たす場合に補助の対象となります。

- （1）木造在来軸組構法で建築されたもの（プレハブ工法、ツーバイフォー工法等は対象外）
- （2）2階建以下のもの
- （3）昭和56年5月31日以前に建築されたもの（ただし、昭和56年6月1日以降に増築されたもので、増築に係る部分の床面積の合計が昭和56年5月31日における延べ面積の2分の1を超えるものを除く）

【補助対象者】

区分により、補助金額が異なります。区分2は、貸家の所有者の方が該当します。

- （1）区分1 次のア～エまでのいずれかに該当する者
 - ア 所有者かつ居住者である者
 - イ 補助対象建築物に配偶者または3親等内の親族が居住している所有者
 - ウ 居住者（所有者であるものを除く）
 - エ 補助対象建築物に居住者がいないが、自己、配偶者または3親等内の親族が居住の用に供するために補助事業を実施しようとする所有者
- （2）区分2 （1）のア～エまでのいずれにも該当しない所有者（補助対象建築物に居住者がいない場合を除く）

「補助対象建築物」及び「補助対象者」について、上記以外にも要件があります。

ステップ1 耐震診断（耐震診断を行って、ご自宅が、大地震に対してどの程度強いのかを確認）

補助の申請

* 申請者の方は「平塚市木造住宅耐震診断技術者名簿（当課窓口配布及びウェブページ掲載）」から耐震診断技術者を選びます。

耐震診断の実施

* 建物内外の調査及び各部屋の内観を撮影します。申請者の方は立ち会ってください。

診断結果の報告

* 結果が出たら、耐震診断技術者から報告書の提出と診断内容の説明があります。

実績報告書の提出と補助金の申請

* 評点1.0未満の場合は大地震時に「倒壊する可能性がある」という評価です。耐震改修設計と耐震改修工事の補助の対象になります。

ステップ2 耐震改修設計（耐震診断で「倒壊する可能性がある」となった要因に対処するため、どのような改修を行うかを、耐震診断技術者が申請者の方と相談しながら設計）

ステップ3 耐震改修工事（耐震改修設計に基づき、実際に工事）

お問い合わせ・お申込み



平塚市建築指導課 建築安全担当

0463-20-8860(直通)

詳しい情報は建築指導課のホームページで検索！

平塚市 建築指導課

検索